

議案第40号

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月24日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。